

笠農第1126号
令和6年9月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

笠岡市長

市町村名 (市町村コード)	笠岡市 (33205)
地域名 (地域内農業集落名)	大島地区 (大島中・西大島・西大島新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月10日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大島地区は、御嶽山の裾野に広がる畠地と、西大島、西大島新田周辺の水田などで構成される。長浜、正頭、大工ノ浜地区の傾斜地は、県営畠地帯総合土地改良事業によりかんがい施設が整備され、みかん等の果樹や菊、花き栽培が盛んに行われてきたが、施設の老朽化や農業従事者の高齢化により農業の衰退が進み、農地の荒廃も深刻化している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

本地区では、水稻のほか、花きや果樹などの栽培が行われている。
今後は、施設化や集約化により生産団地の維持を図る。
また、多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	363 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	79 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大を農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向に合わせた集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農道の改良、かんがい排水施設の整備・改修、ため池改修等の基盤整備を行い、生産性の維持に努める。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の鳥獣害被害が拡大しないよう行政と協力して防除対策を進める。
- ②環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進める。
- ③土地利用型の大規模・近代的な農業の実現に向けてスマート農業の導入を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金等を活用した条件整備を行う。
- ⑧地域の営農状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の設置を検討する。
- ⑨生産された飼料作物は、市内の畜産農家に供給し、畜産由来の堆肥を利用する仕組みを構築する。